

令和2年

健康福祉委員会

12月11日

豊明市議会

健康福祉委員会会議録

令和2年12月11日

午前10時00分 開会

午後零時25分 閉会

1. 出席委員

委員長	郷右近 修	副委員長	いとう ひろし
委員	林 ゆきひろ	委員	近藤 ひろひで
委員	三浦 桂司	委員	清水 義昭
委員	一色 美智子		
議長	毛 受明 宏		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事課長	塚谷 友昭
庶務担当係長	山田 恵子	議事課主査	荻 正幸

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
健康福祉部長	伊藤 正弘	社会福祉課長	近藤 有紀子
健康長寿課長	浅井 俊一	保育課長	二宮 眞由美
指導保育士	樋口 桂子	保険医療課長	伊藤 克代
子育て支援課長	川原 静恵	保育課長補佐	今枝 翼

5. 傍聴議員

服部 龍一	堀内 ちほ	中村 めぐみ	ごとう 学
宮本 英彦	鵜飼 貞雄	近藤 郁子	ふじえ 真理子
近藤 善人			

6. 傍聴者

一般傍聴者 2名

午前10時開会

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 皆さん、おはようございます。

定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまから健康福祉委員会を開会いたします。

では、会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の健康福祉委員会に付託されました案件は5つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

続きまして、議長が御出席でありますので、挨拶をお願いいたします。

○議長（毛受明宏議員） おはようございます。

本日の健康福祉委員会は5つの議案になりますので、慎重審査、よろしくをお願いいたします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、市長は退席ください。

（市長退席をなす）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） では、本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元にお配りいたしました議題に従い会議を進めます。

当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

また、反問を終了するときにも意思表示を明確にされますようお願いいたします。

では、初めに、議案第95号、令和2年度豊明市一般会計補正予算の第16号についてのうち、本委員会の所管部分についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） それでは、令和2年度豊明市一般会計補正予算（第16号）のうち、保険医療課所管分について御説明をいたします。

まず、歳出から説明をいたしますので、補正予算書20ページ、21ページを御覧ください。

3款 民生費、1項1目 社会福祉総務費の1 社会福祉人件費で580万円、一般財源から特定財源への財源振替です。これは、後期高齢者医療特別会計からの繰入金を、職員の人件費へ充てるものになります。

次に、5 国民健康保険特別会計繰出事業、説明欄の職員給与費等繰出金156万2,000円の増額は、国民健康保険特別会計補正予算にて計上しております税制改正に伴うシステム改修に係る電算関係委託料の増額により、一般会計から繰り出す事務費について相当額を増額するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、22ページ、23ページを御覧ください。

上段、4目 福祉医療費の1 福祉医療事業で、説明欄、福祉医療助成費3,962万5,000円の増額は、障がい者医療、精神障がい者医療、後期高齢者福祉医療の3つの福祉医療助成費に不足が見込まれることから、増額をするものでございます。

その下、5目 後期高齢者医療費、1 後期高齢者医療事業の説明欄を御覧ください。後期高齢者医療療養給付費負担金で1,671万5,000円の増額は、令和元年度の後期高齢者医療療養給付費の確定による市負担分の精算額でございます。

その下の後期高齢者医療事務費繰出金212万円の増額は、後期高齢者医療特別会計補正予算にて計上しております税制改正に伴うシステム改修に係る電算関係委託料の増額分のうち、国庫補助金分を除いた分について一般会計から繰り出す事務費を増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、12ページ、13ページを御覧ください。

中段の表、15款 県支出金、2項2目 民生費県補助金の4節 福祉医療費補助金ですが、歳出での福祉医療助成費の増額に伴い、県補助分について増額をするものになります。合計で1,653万9,000円になります。

1枚おめくりいただきまして、14ページ、15ページを御覧ください。

上段、18款 繰入金、2項2目 後期高齢者医療特別会計繰入金580万円でございます。これは、後期高齢者医療特別会計補正予算で計上しております愛知県後期高齢者医療広域連合からの受託事業に従事する職員の人件費分として収入する受託金を職員人件費に充てるため、後期高齢者医療特別会計から繰り入れるものになります。

以上で保険医療課所管分の説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） それでは、健康長寿課所管分の補正予算について御説明をいたします。

まず、歳出の説明をいたしますので、補正予算書20ページ、21ページをお願いします。

下の表の2段目、3款1項2目 老人福祉費、介護保険特別会計繰出事業347万円は、介護保険特別会計の事務費の補正増額に伴う繰出金の増額分でございます。

続きまして、少しめくっていただきまして、26、27ページをお願いいたします。

上の表の2段目、4款1項3目 健康推進費、健康推進活動事業の説明欄、各種診断等業務70万円の増額でございます。職員の産休に伴う会計年度任用職員の報酬分でございます。

その下の成人病診断等委託料1,598万6,000円の増額は、がん検診等の不足見込み分を増額するものでございます。

その下段になります。4款1項6目 休日診療所運営費、休日診療所運営事業の説明欄、電算関係委託料66万円は、マイナンバーカードの保険証利用に伴いますオンライン資格確認対応のための電算委託料でございます。

続きまして、歳入の御説明をいたします。

10ページ、11ページにお戻りいただきたいと思っております。

中段の表になります。14款4項3目 衛生費国庫交付金の2節 休日診療所運営費交付金の説明欄、医療提供体制設備整備交付金32万1,000円の増額は、歳出で説明いたしましたマイナンバーカードのオンライン資格確認対応の電算委託料に対する国庫負担金でございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） それでは、社会福祉課所管分につきまして御説明いたします。

初めに、主な歳出の御説明をいたします。

20ページ、21ページをお開きください。

21ページ下段、3款1項3目 心身障害児者扶助事業の説明欄、自立支援医療費3,515万2,000円、訓練等給付費1億5,457万1,000円、介護給付費1億1,163万1,000円は、実績による今後の執行見込みの増に対応するものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。

25ページ下段、3款3項1目 生活保護事業の説明欄、生活保護費国庫負担金等返還金2,416万9,000円につきましては、令和元年度生活保護扶助費として申請した負担金の返還分などによるものです。

同じく2目 扶助事業の説明欄、住宅確保給付金96万円です。こちらは、離職や休業により、収入等が一定水準以下になってしまった世帯に対し、家賃相当分を支給するもので、従来の最長9か月までに加え、その後の3か月を給付するものでございます。

続きまして、歳入の御説明をいたします。

8ページ、9ページをお開きください。

8ページ中段、14款1項1目 心身障害児者福祉費負担金1億5,067万7,000円は、歳出で説明しました自立支援医療費及び訓練等給付費、介護給付費の国庫負担分2分の1でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

同じく、下段でございます。心身障害者福祉費負担金、先ほどこちらのほうも歳出で説明いたしました自立支援医療費及び訓練等給付費、介護給付費の県負担金4分の1でございます。

続きまして、債務負担行為を説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

6ページ、第4表、最下段、生活困窮者学習等支援事業です。今年度で3年間の債務負担行為が終了となるため、令和3年度から次の3年間の債務負担行為を計上するものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） それでは、子育て支援課所管分につきまして御説明をいたします。

歳出より説明をいたします。

補正予算書の22ページ、23ページを御覧ください。

3款2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費、2 児童館等管理運営事業79万4,000円の増額です。

説明欄を御覧ください。

令和3年4月より栄小学校内で実施します児童クラブ用に本や整理棚を購入するためのものです。

3 児童福祉事務事業1億6,466万8,000円の増額です。主なものは、すくすく子育て応

援給付金5,700万円は、感染症に不安を持ちながら感染症対策に努めた保護者の子育てを応援するとともに、子どもの健やかな成長を願うことを目的としました事業を実施するためです。

次に、児童福祉施設入所措置費92万6,000円の増額です。母子生活支援施設利用に対する措置費分です。

心身障がい児通所・居宅サービス事業費 1億381万7,000円の増額で、当初見込みよりサービス利用が増えたためです。

26ページ、27ページを御覧ください。

4款1項 保健衛生費、2目 母子保健費、活動事業3,204万3,000円の増額です。主なものは、消耗品費2,617万2,000円は、新型コロナウイルス対策のため、主に各課で使用する備蓄として消毒液やマスクなどの衛生資材を購入するための費用です。

続きまして、電算関係委託料161万2,000円は、コロナウイルスワクチンを接種するためのシステム改修費用となっております。

乳児妊婦健診委託料397万8,000円の増額は、当初見込みより受診人数が増加したためです。

続いて、歳入について御説明させていただきます。

8ページ、9ページを御覧ください。

14款1項 国庫負担金、1目 民生費国庫負担金、2節 児童福祉費負担金5,237万1,000円の増額です。こちらは、先ほど歳出で御説明いたしました児童福祉施設入所措置費と心身障がい児通所・居宅サービス事業費に対する国の負担2分の1となっております。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

上段から、14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、3目 衛生費国庫補助金、1節 衛生費補助金161万2,000円の増額です。こちらも先ほど歳出で御説明いたしました新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保のためのシステムの改修費用の補助金となります。10分の10となっております。

一番下の段を御覧ください。

15款1項 県負担金、1目 民生費県負担金、3節 児童福祉費負担金2,618万5,000円は、児童福祉措置費負担金と心身障がい児通所・居宅サービス事業費に対する県の負担4分の1となっております。

6ページを御覧ください。

第4表 債務負担行為補正です。児童発達支援センター事業委託は、令和4年度より多世代交流館内に開設する児童発達支援センターの業務委託です。令和4年度から令和8年

度までの5年間業務を委託するため、開設の準備を行うものです。限度額は4億2,732万円を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 二宮課長。

○保育課長（二宮真由美君） それでは、保育課所管分につきまして説明をいたします。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

補正予算書の24、25ページを御覧ください。

上段、3款2項2目 保育園費、1 保育人件費507万8,000円の減額です。主な要因は、育児休業職員分の給与費を減額するものです。

2 保育事業、説明欄を御覧ください。

保育園営繕工事費1,144万5,000円の増額です。東部保育園園舎解体等工事に伴うもので、コンクリートくいの引き抜き作業を別工法にて施工するためです。

子どものための教育・保育給付交付金等返還金2,869万1,000円、主なものは、小規模保育事業所改修費等に対する整備補助金分の返還金です。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。

16ページ、17ページを御覧ください。

21款1項 市債、2目 民生債、2節 保育園改修事業債1,030万円の増額です。これは、歳出で説明しました東部保育園の園舎解体等の増額に対して、90%の充当率で市債を行うためです。

続きまして、6ページを御覧ください。

中段、第3表 繰越明許費、3款 民生費、2項 児童福祉費、保育事業6,774万3,000円は、東部保育園園舎解体等工事費です。これは、園舎の一部のコンクリートくい撤去が施工不可であったため、別工法により施工するための増額、また、施工に必要な特殊車両使用のために、道路管理者等からの許可に期間を要することから、年度内での完了が難しいため繰越しをお願いするものです。

7ページを御覧ください。

地方債補正、下段の変更、保育園改修事業、起債の限度額が1,030万円増額になっております。限度額が1億5,520万円になります。これは、歳入で説明しました東部保育園の園舎解体等工事の増額に伴うものです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 理事者の説明は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 資料請求をお願いしたいです。

ページ数、25ページの保育園営繕工事費の、これ、本会議でもありましたけども、くい抜きで2,264万3,000円ということで非常に大きな金額ですので、実際のそのくいの状況が分かるような図面や写真、それから、柱状図などをお願いしたいです。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） よろしいですか。

林委員から今、資料請求がございました。今、お話しになったことで資料請求の趣旨の説明はよろしいですか。

（はいの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） では、当局にお尋ねします。

当局において資料は要求できますでしょうか。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 資料の用意についてですが、現在のくいの位置図については用意ができます。また、現在のくい、密接しているというくいの写真のほうについても用意はできます。柱状図については、東部保育園新築時、過去の柱状図になりますが、用意できます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） では、3点ほど資料請求がございましたので、それぞれお諮りいたします。

まず1点目、くいの位置図、位置図について。

（柱状図という……の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 近藤ひろひで委員。

マイクをお願いします。

○近藤ひろひで委員 柱状図という言葉が理解できない委員の方がひょっとしたらお見えになります。林委員から説明してください。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 林委員、説明できますか。

（はいの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 手を挙げて。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 実際のその土地の地盤の状況、それを確認したいです。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御理解いただけただけでしょうか。いいですか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） では、改めて3点ほど、それぞれお諮りいたしま

す。

まず1点目、くいの位置図について、本委員会としてこの資料を資料請求することに賛成の方の挙手を求めます。挙げたままをお願いします。

(賛成者挙手)

○健康福祉委員長(郷右近 修議員) 賛成全員ということです。

当局において速やかに資料の用意をお願いいたします。

次に、2点目です。柱状図、地質の図面ということでございます。

(写真のくいだねの声あり)

○健康福祉委員長(郷右近 修議員) ああ、失礼しました。順番どおりで、そうですね、写真の資料ということでした。

お諮りいたします。この写真の資料について、本委員会として資料請求することに賛成の方の挙手を求めます。挙げたままです。

(賛成者挙手)

○健康福祉委員長(郷右近 修議員) 賛成全員でございます。

資料の準備をよろしくをお願いいたします。

3点目、柱状図、地質の断面の図面ということでございます。

お諮りいたします。本委員会としてこの資料を請求することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○健康福祉委員長(郷右近 修議員) 賛成少数です。

ということで、2点について資料の準備をよろしくをお願いいたします。

では、会議を進行します。

二宮課長。

○保育課長(二宮眞由美君) すみません。お時間をいただきたくて、20分程度お時間を資料の用意にいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○健康福祉委員長(郷右近 修議員) 20分ほど時間がかかるというお話でございましたので、資料ができるまでは、その他の質疑に入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(郷右近 修議員) では、これより質疑に入ります。

質疑についてはページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 6ページの債務負担行為で児童発達支援センター事業についてです。

まず、確認なんですけども、この児童発達支援センターは、今、既存でありますどんぐり学園を閉園して、その機能を児童発達支援センターに移すと、そういう考え方でよろしいですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） どんぐり学園の母子通園機能はそのまま維持したまま、そのほかに、児童発達支援事業所や、保育所等訪問支援事業、障がい児の相談支援事業などを行っていきます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今のところですけども、今のところ、ちょっと内容の内訳を教えてくださいたいんですが、機能とか、どういうことをするのか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） では、主なものを順番に御説明いたします。

児童発達支援事業としまして、未就学児を対象にした事業です。集団生活に適用するように指導を行ったりだとか、日常生活や社会生活を円滑にするために支援を行う事業となっております。

2番目に、障がい児の相談支援事業です。こちらは、福祉サービスを利用するに当たっての計画作成や、それぞれ発達が心配なお子さんの相談に乗る事業となっております。

次に、保育所等訪問支援事業です。こちらは、保育園や幼稚園、学校等へ訪問し、集団生活の適応への助言だとか、指導を行うものです。

そのほかに、どんぐり学園の事業の移行という形で、母子通園や発達を促すような教室、保育園等にこちらのほうが出向きながら、発達の評価をするような事業となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

（続けてちょっとお願いいたしますの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 関連ですか。

（はい、関連ですの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 これ、何名で運営していくのか、委託先はまだ決定していないと思いませんけども、どのようなところを想定しているか、ちょっと教えてください。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 児童発達支援事業につきましては、定員25名を想定しております。そのほかに、親子の発達の支援につきまして、今、想定しているものにつきましては、クラスを分けまして、3か月1クールとし、2クールの事業だとか、土曜日の事業についても考えております。

あと、人数ですけども、大体1クラス、1クール、児童発達支援事業は25人を定員としておりますが、親子教室につきましては8人程度、8人から10人程度を想定しております。

続きまして、委託につきましてですが、これからこの予算をお認めいただいた以降、プロポーザルというような形で委託業者を決めていきますが、社会福祉法人等、民間だとかを想定しております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどどんどんぐり学園、機能を児童発達支援センターに移して、さらにほかの機能もつけて拡充していくということなんですけども、こういったどんどんぐり学園をそういうふうに移していくっていうのは、こういった経緯で、どのような手順で決めていったのかということをお聞きしたいです。どんどんぐり学園、今も利用されてる方いらっしゃるんで、そういった保護者の方だったりとか、利用者のそういった御意見など、そういったのも聞いているかどうかということをお願いします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 第1回目にどんどんぐり学園の入園されてる保護者の方につきまして、平成30年の11月にどんどんぐり学園の機能の移転や機能の拡充について、児童発達支援センター構想について御説明をし、意見を聞いております。

どんどんぐり学園の事業につきまして、現状の相談事業の拡大だとか、ライフステージに応じた子育てを応援するっていうことで、児童発達支援事業について拡充していくことを構

想がありました。最終的なものになりますが、令和2年3月30日の経営戦略会議にて機能と運営方針は委託ということの決定がされ、4月23日の全員協議会にて多世代交流館の開所に伴い、そちらにどんぐり学園の機能を踏まえた形で一部母子通園を実施し、児童発達支援センターの機能や委託運営に係る実施について御同意をいただいていることです。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに……。

三浦委員。

○三浦桂司委員 職種というのは、指導されてる人は何名で、どのような資格を持った人が指導されるか、お願いいたします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 園長をはじめとした管理者や、サービスの責任者、保育士、児童指導員、看護師、相談支援専門員、調理員などを考えております。

また、外部の講師として、医師や、リハビリの音楽の療法、言語療法、作業療法などを考えております。

人数ですが、外部講師ではなく、まず、職員の人数は23人を想定しております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今、どんぐり学園にいらっしゃる職員の方は何名ほど見えて、今回、民間委託ということなので、その職員の方はどのようになるのかということをお尋ねします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 現在のどんぐり学園の職員ですが、園長先生1人、副園長先生1人、担任の先生がお二人、あと、会計年度職員の保育士さんがお二人、運転手兼用務員の方がお一人、看護師が1人になります。

閉園後の勤務につきましては、それぞれの先生方の御意向に沿った形でになりますので、こちらでは、今、分かりません。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

三浦委員。

○三浦桂司委員 先ほど委託先をちょっと聞いたんですけども、まだ決定してないから分かりませんか。どのような形、方向を考えているのかもまだ未定ですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 今後、運営する事業所の決定に当たってはプロポーザルで考えております。事業に対する企画力だとか、技術力、意欲、実施体制を総合的に考慮し、最も適した事業所を選定するような形で考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかにございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この債務負担行為の期間で見ると、令和4年度からということで、1年間準備期間ということだったと思うんですけども、その1年間のこの準備期間で、具体的にどういったことを準備していくんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 現行のどんぐり学園の先生方との情報共有だったりだとか、現在、市内に事業所が幾つかございますので、そちらの事業所の方だとかのいわゆる横の連携というところ、あとは、保育園、学校だとかの連携も踏まえて、地域全体の子育て支援、いわゆる児童の発達が支援ができるような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかにございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 それと、児童発達支援センターの金額の中で、国、県からの補助金が出ると思うんですけども、これの単純な2分の1、4分の1ではないと思うんですけども、大体どれぐらい出る計算なんですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 5年間の委託料の上限が4億2,732万円となっておりますので、1年間に換算しますと8,546万4,000円です。そのうち、給付に係る事業につきまして、国が2分の1、県が4分の1となります。給付の事業だけではなく、どんぐり学園の母子通園だとか、給付を受けないような保育所等の訪問事業など、あと、相談事業なども担っていきますので、その中で市の負担となりますのが、4,102万2,000円が市の負担という形に、今は想定しております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁が終わりました。

ここで、資料の準備ができたようなので、資料の配付を事務局をしてせしめます。

（事務局資料配付）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは、資料が配付できましたので、この資料に関しての当局からの説明をお願いします。

二宮課長。

○保育課長（二宮真由美君） では、資料のほうの説明をさせていただきます。

写真と図面のほう並べていただくと分かりやすいかと思います。写真のほうですが、写真のそれぞれくいが密接して、今回、6か所抜けなかった場所の写真です。写真の上に、まず1-F通、「つう」って、「とお」って読むのか、「通」って書いてあるところがあると思いますが、そちらのほうを図面でいうと、左上の3本、赤い四角で囲ってあるところがその1-Fのところになります。ここが3本くいが密接しています。

次に、その写真の隣の2-Aというところですが、今の図面の下のほうを見ていただくと、左側の下のほうに3本四角で囲ってあると思いますが、こちらが2-Aの位置の3本が密接してるところになります。

次に、写真の3-Dのところですが、これが左側半分の2本、真ん中ぐらいに囲ってあるところの写真になります。

次に、6-Dというところですが、それは、右半分のほうのちょうどいろんな下に表で数字が書いてある上にある2本四角く囲ってあるのが6-Dのところになります。

次に、9-Dですけど、そちらは、右端のところの下の写真になります。3本囲ってあるところのものになります。

その上が5本密接しているものが、その上の四角く囲ってあるところの図面になります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 説明は終わりました。

また、質疑を続けます。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 資料ありがとうございます。資料からちょっと質問ですけども、このくいのこの四角く囲ってあるところが、今、これからやっていくというところですけども、そのくいの直径と長さっていうのは分かりますか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 直径は、今までほかのくいもそうですが、30センチ、長さにつきましては抜けてないので、正確な数字は分かりません。今まで抜いたくいが大体12から13メートルあるので、こちらのくいについても13メートルほどを想定しております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 それは、当時設計したときの設計図だったりとか、竣工図、そういうものには、そのくいのそのときの長さっていうのは書かれてないんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 今回、当初の設計図の中に予定していなかった、設計図になかったというのか、これほど密接してるっていうふうには設計にはなかったもので、当初の設計図でこのくいが何メートルっていうのは分かりません。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかにございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 一応、確認ですけども、この解体工事をする前に、当時の設計図とか、その竣工図、それから、先ほど柱状図、こういうのは、解体する事前の計画設計の中で確認はされているんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 確認はしております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は……。

三浦委員。

○三浦桂司委員 確認のためにちょっと数字を教えてください。これ、解体工事、多岐のページにわたるんで、まず、6ページの第3表ですか、繰越明許費の保育事業の6,774万円ですけど、ここから25ページの保育園の営繕工事費の1,144万5,000円を引いた金額が5,629万8,000円となりますけども、これは当初予算ということよろしいですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 委員のおっしゃるとおり、5,629万8,000円が当初予算です。以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

三浦委員。

○三浦桂司委員 この今、当初予算5,629万等々の契約金額は幾らでしたか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 現在、解体等工事で契約してる金額は4,510万円を契約しております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ということは、この6,774万3,000円から4,510万を引いた金額が2,264万円ということで理解すればよろしいですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 委員のおっしゃるとおり、2,264万3,000円が今回、18本抜くために必要な予算になります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

清水委員。

○清水義昭委員 同じところなんですけども、この近接しているこの6か所以外のくいは、

もう抜いてあるということによろしいですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） この18本以外は全て抜いてあります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 金額のことでなんですけど、もともとの契約で積算されていたくいを抜くための金額っていうのがあると思うんですけども、その分の減額っていうのはされてるんですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 18本くいが抜けなかったので、減額は見込んでいます。ただ、今、減額の金額は確定しておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかにございますか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 説明で100トン級のクレーン車が通るために道路許可申請などがかなりの時間がかかると聞きましたが、どこどこに申請するんで、何でこんな何か月もかかるのか、ちょっと説明をお願いいたします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） クレーン車を借りて、クレーン車が運ばれてくるのに通るのに国道、県道、名古屋市の市道、もちろん豊明市の市道も通ります。国道を通るには国土交通省に許可をいただくことになりますので、そちらから県道、名古屋市等に行きますので、数か月許可が下りるのに必要となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 通常で予定していた工法でちょっと難しかったので、別の工法を行うというような説明がありましたけども、もともとどういった工法で行う予定で、これからどういう工法に変更して行うという予定なんですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 現在は、ケーシングっていう、こういう筒を、5メートルの筒をそれぞれ1本ずつに入れて、周りを土と切って、1本ずつこうやって抜いてく工事をしてました。今回は、1本ずつやると隣のくいを傷つけて、きちんと抜くことができないということで、大きい直径のケーシングを入れて、3本を砕きながら抜いてくという工法を予定しております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 確認です。いわゆるケーシング、既存のところに筒を外から埋め込んで抜くということで、私も理解しております。なぜこうなったかっていうのは、それをやるのには、隣とのクリアランスがないと、その筒が入っていかないので、万が一、無理やりに入れて、隣が折れてしまうと、その5メートル下の地中のくいの頭をキャッチするのが非常に難しいので、一括で包み込んで、大きな縦穴坑を造って、その中を砕きながら全部取ってくるという理解でよろしいですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 委員のおっしゃるとおりです。ありがとうございます。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 本会議の質疑の中で、このくい抜きの6か所で2,264万3,000円ということでありました。その中で、およそ6割がくいを抜くためにかかる費用ということで、そうすると大体1,350万円、6か所ということなので、1か所大体200万ちょっとということがかかるとは思いますが、これ、1か所を抜くのにどれぐらいの時間と日数がかかるのでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 大体、この18本を抜くのに、1本ずつはちょっと申し訳ないですが、私には分かりません。18本を抜くのに1か月程度で抜けると聞いてます。

先ほどの私がお伝えした筒の直径ですが、今、現在は5メートルとお答えしたと思います。50センチです。すみません。

（30センチの声あり）

（直径の長さ30センチっていう、あっ、じゃなくて、ケーシングの長さが、50センチでした。直径が。こっちのの声あり）

（こっちのくいのところなんですのの声あり）

（くいは30センチの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） よろしいですか。

（入れる筒の直径ねの声あり）

（そうです。すみませんの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） よろしいですか。

答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 100トン級のクレーンなんで、もう1日がもう何十万というリース料、発生します。深夜やるので、前後に車をつけて移動すると思います。ですから、ガードマンとか、人件費、それから、東部保育園の近くの道路は農道の設計だと思うので、アスファルトの路盤が通常の県道とかよりは薄いはずなんで、恐らく鉄板を敷き詰めたりとか、そういったことがあると思うので、当然、住民、深夜の作業で割高になる、それは費用的なことですが、本当に安全に留意してやらないと、近隣の方、また、そのクレーンの置場所から豊明へ来る、また、帰るといふ往復ありますので、そういったところを注意してやらないといけないと思いますが、これ、質問にしなきゃいけないんで、どう思われますか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 委員のおっしゃるように、安全でまずやっていただくこと、それから、どこにも御迷惑はいろいろかけます。もちろん安全に、工事をやってる方にも安全にやっていただく、そして、完全にくいを抜いていただくこと、これだけが今回の保育園の園舎の解体、この補正予算でお願いしたいところであります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そもそもの確認なんですけども、この土地は、企業庁に売却するっというような、なのでくいを全て完全に抜かなければならないというような、そういう認識でいいですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

答弁できますか。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 土地を売却するときは、持ち主が本来、産業廃棄物になってしまうくいをきちんと抜かなくてはならない。もちろん、次に購入される方がそれでいいとか、持ち主さんとの協議は必要です。今回、企業庁との協定、今やってる中でも、きちんと埋没も現在の持ち主が取ってくださってというふうになってますので、それをきちんと遂行したいと思ってます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、企業庁に売却するこの土地は、大体幾らぐらいで売却される予定ですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁できますか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 ちょっと質問の真意を諮ってください。こんなところで金額を言えますか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 林委員、この補正予算の審議に必要な質疑でしょうか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 金額の妥当性だったりとか、そういうことを確認したいんですけど。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 工事の事業の審議なので、今の質問は、質問の仕方を変えていただきますようお願いいたします。

ほかに質疑、ございますか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 20、21ページだ。心身障害者福祉費の心身障害者扶助事業、ここは非常に金額が大きいんで、自立支援医療費、訓練給付費、介護給付費、これ、何年ごとにサービスの制度改正がありましたか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 自立支援医療費、介護給付費、訓練等給付費共に、障害者総合支援法に基づくものでございます。そのうち、3年ごとに障害福祉サービスとして見直しがございますのが、訓練等給付費と介護給付費に関連するものです。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっとここ、金額が大きいんで、ちょっと続けていきます。自立支援医療費の伸び知りたいんで、伸び率が、補正予算と、これ、補正予算3,515万ですけども、決算額と当初予算、利用者数というのは分かりますか。すぐ答弁できますか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） まず、制度について少し説明をさせていただきたいと思います。

こちらのほうは、主に更生医療という、透析ですとか、腎移植後の免疫療法等、あと、それから、育成医療と言われる児童が対象となる手術等によって治療の効果が見込まれる障害に対するものとなっております。

まず、決算額からでございますが、昨年度決算額が5,539万9,000円程度となっております。

今年度、当初予算につきましては3,784万9,000円、今回補正をさせていただきまして、今年度の予算見込みが7,300万1,000円となっております。

利用人数につきましては、現在、230名程度の方が御利用されております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

三浦委員。

○三浦桂司委員 この下、あと下2つも続けてお願いします。訓練等の給付費、決算額と当初予算、今の同じことをちょっと教えてください。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） まず、訓練等給付費でございます。こちらは、障害福祉サービスに該当するもので、主にグループホームですとか、就労継続支援のB型とか、A型といったものが含まれております。

こちらのほうは、昨年度決算額が2億9,000万程度となっております。今年度の予算につきましては、当初予算が2億2,600万、今回の補正をもちまして総額が3億8,100万円になります。

利用につきましては、それぞれのサービスによって利用人数が異なりますが、主なものとしましては、先ほど申し上げました就労の継続支援のB型が現在106名程度、グループホームにつきましては48名程度が御利用となっております。

続きまして、介護給付費でございます。こちらも障害福祉サービスに該当するものの中で、居宅介護と言われるホームヘルプですとか、あるいは生活介護という、ちょっと重度の障がいの方のデイサービスのようなものに該当する給付費となっております。

決算総額につきましては、昨年度が5億1,800万円、今年度につきましては当初が4億3,400万円程度で、今回の補正をもちまして5億4,600万円程度となっております。

こちらの利用もそれぞれのサービスごとになりますが、主なものとしたしまして、先ほど申し上げましたホームヘルプに該当する居宅介護が115名の方、生活介護、デイサービスに該当するものの御利用が131名程度となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 23ページ、すくすく子育て応援給付金でお伺いします。民生費の下のほうですね。これ、一律、国民に10万円給付があった、その給付金の補填を豊明市が違う名前でやるということでお聞きして、そういう理解でいいかと思うんですが、給付が始まった対象以降に生まれた人ってということなんで、具体的に何月何日生まれから、年度末なのか、どこまでなのか、今から生まれる子どもも対象になるのか、ちょっと教えてください。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 4月28日生まれから、翌令和3年3月31日生まれのお

子さんを対象にしております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は。

一色委員。

○一色美智子委員 今回の件なんですけども、これ、なぜ……。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） マイクをお願いします。

○一色美智子委員 今回のすくすく子育て応援給付金の件なんですけども、これ、なぜ令和3年3月31日生まれというふうにしたのか、お聞かせください。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） こちらの事業につきまして、先ほど言った市民の方の目線から4月28日以降ということになっておりますが、基本的に定額給付金とはちょっと質が違うものにはなっております。もともとこちらの事業につきまして、この感染症が第2波も第3波も来るんだろうということは想定しております、いつの時期にこの事業をすることは考えておりました。この事業のタイミング的なんですけども、やはり長期化する中で、子育てされる方の親御さんとか、妊娠上、不安を抱えてるっていうこの時期にというタイミングで考えて、この対象者にしております。

また、この事業は、10万円の、先ほど説明させていただいたみたいに、金額だけではなく、子育てを応援する目的でありますので、この事業の案内と同時に子育ての育児相談とか、アプリの紹介とか、子育てする中で応援したい案内チラシも送りたいと思います。

3月31日というのは、この事業の年度末ということで、31日にしております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 21ページが一番下の地域生活支援事業費等国庫補助金等返還金ということで、ちょっと一遍に幾つか聞きますけど、この地域生活支援事業費等の「等」ということと、国庫補助金等という、この「等」でほかにどういったものがあるのかということ、ほかに、23ページが一番下の子ども・子育て支援交付金等の返還金というものと、25ページの中段あたりに子どものための教育保育給付交付金等の返還金、その下の生活保護費国庫負担金等の返還金とあるので、この「等」、ほかにどういったものがあるのかということをお願いします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 社会福祉課所管分から説明をさせていただきます。

まず、先ほど御質問のありました21ページの地域生活支援事業費等国庫補助金等返還金でございます。こちらにつきましては、関連する内容が15ページにもございますので、併せて御確認をお願いしたいと思います。

15ページの下段、雑入のところに訓練等給付費過年度返還金というものがございます。まず、こちらの御説明をさせていただきたいと思います。

こちらのほうは、大府市にあります就労継続支援のA型の事業所が行政処分を受けたことによりまして、返還金が市に対して発生しております。こうした事業の実施につきましては、市に対して返還金が発生するとともに、それに伴う事業を市が補助金として受けているので、県、国に対して返還をする必要が発生します。そういったものも含めまして、先ほどの21ページにございます地域生活支援事業費等国庫補助金等返還金の中に、2つその返還に関するメニューが含まれております。

ちょっと長くなりますが、内容をということでしたので、ここの21ページにございます返還金のメニューを5本ございますので、それぞれ申し上げます。

まず、国庫といたしまして、地域生活支援事業費等国庫補助金返還金、こちらのほうが返還額が28万円となっております。

障害者自立支援給付費国庫負担金返還金、こちらが31万4,000円程度となっております。先ほどの15ページの大府市の行政処分に伴うものでございます。

そして、特別障害者手当等給付費国庫負担金返還金、こちらが2万3,000円程度、それから、県費になります。地域生活支援事業費等県費補助金返還金、こちらが1,000円程度となります。

それと、障害者自立支援給付費県費負担金返還金、15万7,000円程度となり、こちらは、先ほどの15ページに関連するものでございます。

あわせて、社会福祉課所管分といたしまして、25ページについても説明をさせていただきます。

25ページ下段にございます生活保護費国庫負担金等返還金でございます。こちらは、4種類ございます。

まず、生活扶助費国庫負担金返還金、こちらが返還額が1,763万円程度となっております。

それから、全てこちら、国庫でございます。あと、医療扶助費国庫負担金返還金、こち

らが618万円程度、生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返還金が12万9,000円程度、それから、生活困窮者就労準備支援事業費国庫負担金返還金が21万円程度となっております。

以上でございます。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 引き続き……。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） では、23ページの一番下の子ども・子育て支援交付金等の「等」は、今の子ども・子育て支援交付金と母子家庭等総合支援事業費の2つです。

説明は、子ども・子育て支援交付金につきましては、それぞれたくさんのメニューがあります。例えば、病後児保育だったりとか、利用支援者事業だったりとか、全戸訪問などがこの事業です。

もう一つの母子家庭等対策総合支援事業費につきましては、母子家庭の自立に向けての高等職業訓練促進給付金の事業の返還金です。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 25ページを御覧ください。

上段の保育事業の子どものための教育・保育給付交付金等の返還金です。細かくいうと、6個のものになります。

まず、民間保育園に対する給付費の分で国の分の子どものための教育・保育給付交付金、そして、県の分、施設型教育・保育給付費等県費負担金、それから、民間幼稚園が10月以降無償化の関係で給付費、それから、小規模幼稚園の預かり保育分についてです。そちらのほうの国の分が子育てのための施設等利用給付交付金、それから、県の分が、子育て支援施設等利用給付金、それから、一番大きいのが国で、保育所等改修の支援事業で、保育対策総合支援事業費補助金、それから、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費、こちらは子育て支援員の研修分になります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ここで、会議の途中でありますが、1時間たちましたので、10分間の休憩といたします。

午前11時4分休憩

午前11時14分再開

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き質疑を

進めます。

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤正弘君） 申し訳ございません。

休憩前の質疑の中で、私どものお答えの中で少し誤解を招くといけなかなというふうに思われる箇所もありましたので、少し補足をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。簡潔に申し上げます。

まず、児童発達支援センターの件でございますが、これにつきましては、令和5年度までに市町村に1か所、このような機能を設置すべしということになっております。ですので、豊明市として、健康福祉部の主体性の中で取り組むべき拡充整備ということがまずあります。これについて、多世代交流館という施設のタイミングもございましたので、ここに的を合わせてやっていこうということになり、そこに向けて今、整備をしていくということでございます。ですので、これは、今までのどんぐり学園の歴史と積み重ねというものをそのまま引き継ぎ、飲み込みながら、さらに、発達に御心配のある方々が孤立しないようにこちらからアプローチしていくという、拠点ということですので、そういう機能としてあくまでもやっていくということでございます。

それと、説明の中で、経営戦略会議、全員協議会というような御説明もさせていただいたんですが、全員協議会、私が御説明申し上げたわけですので、その中でちょっと同意をいただいたというふうにこちらが申し上げました。これは、そういうことではございませんので、ここは訂正をさせていただきます。

それと、職員はどうなるのかということにつきましても、職員の意向に沿ってその後どうなるかっていうのは今のところ分からないというふうに簡単に申し上げますが、ここについては、正職員はほかの役割、専門職ですので、活躍していただきます。会計年度の方についてはということで、そういう趣旨で申し上げたということでございます。ここは訂正します。

それと、東部保育園の解体の関係でございます。これについても私どもの主体性の中であくまでやっていることでございます。というのは、民営化というふうにかじを切って、保護者の皆様にいろいろな選択肢を広げるということで取組を始めさせていただいてます。東部保育園については、民営化がなされ、その結果、解体をするというのが私どもの事業主体としての主体性でございますので、この点については誤解があるといけなないので、もし誤解があるようでしたら、訂正をさせていただきますし、あくまでくいを抜かないと産業廃棄物として残りますので、これも現所有者としての責務ということで、法律の中で適正にやるということでございますので申し添えます。

さらに、議案質疑の中でも、事業主体云々という話がありましたが、あくまでもこの解体事業の事業主体は豊明市ということでございますし、補償云々という話が少し触れられましたけども、これについても私もあの場で回答したことは、豊明市としての一般論としての認識を述べたにすぎませんので、誤解のないように申し添えておきます。よろしくお願ひします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） では、質疑を再開いたします。

質疑のある方は挙手を願ひます。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 6ページの児童発達支援センター、先ほど部長からも説明ありましたが、先ほどの回答の中で、実際のこの利用者、平成30年度に意見を聞いてるといふようなお話がありましたけども、実際、そういった方からどんな意見が出てるんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願ひます。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 御意見として1つ上がっていたのが、双子さんの保護者の方が見えたときに、ベビーカーが通るような通路などは広めに取ってほしいというような御意見はありました。そのほかは伺っておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど25ページの保育園の営繕工事で、その回答の中で、この資料の中で実際に抜くくいのが事前にはちょっと分からないというようなことだったんですけども、長さが分からない中で、どのようにしてもととの契約で積算っていうのはされているんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願ひます。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 長さですが、この3本密接してる、先ほどくいがどこまで長さがあるかっていうのは、当時としてもこの13メートルから15メートルぐらいはあるっていうふうに予測はしてますので、その長さで今回も設計を考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

清水委員。

○清水義昭委員 23ページの児童クラブの関係ですけども、消耗品で、先ほど本と棚という御説明がありましたけども、これは栄の児童クラブが今のところから移ってくるというふうに認識をしてるんですけども、その前の備品を移して、さらにこれだけ必要という、そういうことですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 現在、ひまわり児童館内で行っています児童クラブが栄小学校内に移動していきます。そのために、児童館機能はそのまま残しておきますので、子どもたちに必要な新たな絵本だとか、おもちゃだとか、救急セットだとか、そういったものを消耗品で購入したり、整理棚だとか、本棚を必要な分だけ購入します。これは、昨年、栄小学校の中の児童クラブに移転したときだとか、そういったときと同じような予算を考えております。ごめんなさい、三崎小学校です。すみません。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

一色委員。

○一色美智子委員 20ページ、21ページの社会福祉費の社会福祉人件費の財源振替ですけども、これは、なぜ当初予算に組まれなかったのか、お聞かせください。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） なぜ当初予算に組み込まれなかったという御質問ですけれども、そもそもこの財源振替の内容が愛知県の後期高齢者医療広域連合からの受託事業での受託金になります。この広域連合からの受託事業を行うということを決めたのが、今年の春だった、この受託金の条件が正職の医療専門職という条件がありましたので、やはり人事のほうとのそういった職員の配置があるかどうかを確定した後でこの事業を行うということを決めましたので、当初予算には計上ができませんでしたが、今年4月からそういった職員を1名配置いただけましたので、4月以降にこういった事業を受託するということが広域連合のほうと契約をいたしまして、上限額でしかも頂けるということになりましたので、今回ここで補正予算として上げさせていただきます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

三浦委員。

○三浦桂司委員 県内でこのような配置っていう市町はありますか。分からなかったら結構ですけども。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 職員の配置については、ちょっと把握はしていないんですけども、この今回の事業を受託している市町が県内の中で、今、年度途中から始めたところも含めて、8市町村あるということは把握しております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと今のところ、確認なんですけども、国民健康保険とか、地域包括ケア、後期高齢者医療とか、介護などがこれ、ばらばらにやってるのを、職員が1人、1人か何人か分かりませんが、一括して連携したほうが効率的なんで、1人担当して、その人の人件費のための予算の組替えという捉え方でよろしいですか。ちょっと違いますか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） この事業に携わる職員の人件費という意味では、委員のおっしゃるとおりですけども、その職員が1人でこの事業を行うということではなく、もともと高齢者、あるいは国保の保険事業はやっておりました。また、介護予防事業とかもやっておりました。ただ、それぞれがそれぞれでやっていたものですから、今回、事業を効果的に効率的に行うために連携して行おうということで、そこをつなぐ仕事をする職員としての人の人件費が頂けるという形です。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今の説明だと、その前の説明ですか、配置が決定するというのは、多分、3月の人事異動の時だと思えますけども、当初予算を作るのは12月から1月にかけてです

んで、その間にタイムラグが生じたという感じで、今回、ちょっと当初予算の組替えとか、予算が来る、来ないということで今回出されたということでよろしいですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） おっしゃるとおり、当初予算を組む時期は、前年度の秋ぐらいから始まります。人の配置が確定したのが3月という形になりますので、当初予算にはこの事業の人件費について組み込むことが間に合いませんでした。人の配置があったところで事業を行うことを決めまして、広域連合との契約をしてということになりましたので、ただ、その契約についても上限額が580万円ですという契約でしたので、それが全額頂けるのかどうかっていうところがありまして、すぐにはちょっと補正として上げられなかったんですけども、580万円全額頂けるということになりましたので、今回補正を上げさせていただきます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 27ページの一番下の電算関係委託料で、これは、健康保険証とマイナンバーカードをひもづけて、健康保険証の代わりというか、マイナンバーカードで利用できるというようなものだというふうに認識してますけども、これは、市としては、これ、必須、やらなければならない事業なんですかね。すぐにでもこうやって実施する必要はあるんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） こちらのほう、保険証側というのは今、改修が進んでる話になってまして、今は休日診療所側、医療機関の1つとしてまず動くというところがございます。まず、これ、国としては、令和4年中におおむね全ての医療機関のほうでという方向で今、おるというところで、まず、先陣を切って、市町村が実質運営しているような医療機関、公立病院とかありますし、診療所とか、私どもみたいな休日診療所もありますけれど、そちらのほうについては、令和3年3月までに一応、体制を整えなさいというふうな指示が出ておりますので、今回上げたというところでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

清水委員。

○清水義昭委員 同じところなんですけども、マイナンバーカードを保険証利用というように進めているんですけど、これ、個人番号とのひもづけというのはどういうふうになる予定なのか、お願いします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） この仕組みとしましては、医療機関の窓口にカードリーダーを置いて、そちらのほうでカードリーダーを置いて、御自身が操作するような形になるというところで、これがマイナンバーとくっついているという形ではなくて、マイナンバーカードの中に入ってます公的個人認証の機能を使いますので、マイナンバーとしては全く使わないというような形になりますので、その公的個人認証のところから見に行くような形で本人照合をするというような仕組みになっております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 同じくその電算関係のところなんですけども、そういったマイナンバーカードで利用するときに、いろいろ個人情報の漏えいが不安だったりとか、医療機関が混乱するのではないかというお話も聞くんですけど、市民の方にとってはどういうメリットがあるっていうふうに考えてますか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） まずは、先ほど申し上げたんですけれども、医療機関側でそのマイナンバーカードを扱うと、窓口のほうの職員が扱うということはないもんですから、あくまでそのカードリーダーのほうで本人さんが操作する、または、顔認証をして、その確認をするという形になっておりますので、その辺りの情報漏えいとか、その辺りについては、今の確定申告とかの中身と同じだもんですから、特に問題はないのかなというふうに思っています。

個人さんのメリットとしましては、基本的に、まず、保険証確認というのが、その保険証の機能が正しい機能として、正しいものとして照会をかけるものですから、確認ができるということ、期限切れの保険証とかを持ってきても大丈夫ということ、基本的には対応ができるというようなイメージになっております。

あと、最終的には、その方の、例えば、これは本人さんのもちろん承諾があつての話なんですけれども、健診情報とか、それから、あと、使つた薬剤の情報とかも医療機関のほうに提供ができるような仕組みになりますので、その辺りで間違つた例えば薬を出してしまうとかということは防げるというようなメリットもあると聞いております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

清水委員。

○清水義昭委員 25ページが一番上、保育のところなんですけども、正職1人育休というようにことなんですけど、ほかの方法でここは職員を補充したのかどうかというのと、定員に影響がなかったのかというのを2点お願いします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 保育人件費のところ、保育園のほうですが、職員のほうは、定員については影響がありません。保育士さんについては、途中途中でやはり育児休業とか入られますので、その分についてはきちんと確保がされております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 23ページが一番上の福祉医療助成費で、これは本会議でも説明がありましたけども、その中、子ども医療だったりとか、精神医療だったりとかもありましたけども、その中で障がい者医療が受給者がほぼ横ばいで、医療費が増加しているというような説明ありましたけども、障がい者医療が医療費が増加傾向にあるっていう、その理由は何なんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） あくまで推測でありますけれども、やはり医療が高度化していたりとか、新しい薬が出たりとか、そういったことで医療費は年々伸びていく傾向にはありますので、そういったことかなというふうに理解しております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 27ページの一番上の消耗品費ですけども、これは、新型コロナウイルスの対策の衛生資材ということなんですけども、例えばこういったものを、どれだけ購入する予定なんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 主なものは、マスクやアルコールなどの手指消毒用のものになっております。そのほかには、除菌用のシートだとか、ハンドソープ、石けん、ビニール手袋などです。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 分量などは。

○子育て支援課長（川原静恵君） マスクですと、1箱50枚で換算しますと3万7,400枚、それから、手指消毒につきましては大体1万個ぐらい、そのほか多いものだと、フェースシールドが1,000枚、あとは、ビニール袋が500枚、透明マスク4,500枚。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 その2つ下の乳児及び妊婦の健診委託料ですけども、見込みよりこの増加している理由、あと、コロナの影響があるのかどうかということをお願いします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） コロナの影響といいますと、受診券利用につきましてはございません。

増えた理由につきましては、主に妊娠中の健診が増加しています。当初予算は、月延べ575人程度の利用というふうに予測しておりましたが、現時点での実績を見ますと、654人の延べの方が利用されています。金額につきましては、1枚目から14枚と金額がそれぞれ違いますので、そこまでの数は把握しておりませんが、人数でいうとその人数です。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

清水委員。

○清水義昭委員 先ほどの消耗品費の2,600万円のところなんですけども、ビニール袋500枚っていうふうに先ほど御答弁があったと思うんですけども、異常に少ないなというふうに思ったんですけど、それで正しかったでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 申し訳ありません。500枚は合っているんですが、100枚入りが500なので、5万枚です。申し訳ありません。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

清水委員。

○清水義昭委員 同じところなんですけども、これ、たしか豊明市とそうでないところ、歯科医院だったかな、何かほかのところと消耗品を分けるみたいな感じの御説明をいただいたと思うんですけども、市で使うものと、あげるものというのかな、の金額というのは、割合分かりますでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 市内の歯科の先生方と薬剤師の先生方にお配りする予定であります。民間で、金額でいいますと、おおよそ大体50万円程度です。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 25ページの保育園の営繕工事の件なんですけども、今回、非常に大型な車両が来て安全管理等、必要になってきているということなんですけども、今回、選択している別の工法のほかに、どういったほかの方法、それぞれ検討されたのかどうかということをお伺いします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） ほかの方法でも検討はしています。それは、専門の方たちの担当者も含めてやっております。もちろん今のやってる工法を工夫して、ほかの方法がないかということも検討した結果、経済的な経費の部分、それから安全にできる部分、それと、いろんな土地の問題等を検討して、今回の方法を選定しました。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 どのような工法を検討されてますか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 水平切梁工法とか、今、やってるのでほかの方法がありますので、オールケーシングっていう中にもいろんな種類があるので、それらの方法、今回の全旋回オールケーシング工法というのがあります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。ございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 賛成の立場で討論します。

まず、保育園の営繕工事のくい、いろんな質問出てましたけれど、実際にこれはもう常識的にいうと、くいを残して、もしも売却して、後から見つかった場合は、もう資産価値は、その後に撤去する費用を含めても、それ以上に資産価値は下がりますので、抜き残さないように、逆に言うとな。時々地中で折れて、その後、キャッチできないこともありますけれど、これ、発覚すると大変なことになりますので、万が一にもくいの抜き忘れがないように注意をしていただくことで、そこは賛成します。

それから、すくすく子育ての応援給付について、市内のお母さん方からいろんな御意見をお聞きしております。また、詳しいことは担当の課に伺って説明しますが、十分説明をして、なぜ乳幼児だけなのというような声が、声にならないように、この経緯、それから目的、そういったところを十分に説明していただきたいということを踏まえて賛成いたします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第95号の補正予算ですけども、非常に迷いましたけども、今回は反対にしたいと思います。

1点目は、やはり保育園の営繕工事ということが、やはり1か所200万以上ということ、非常に高いのではないかと。まだまだ検討調査が足りないのではないかとということがあります。

それから、あと、もう一点目は、マイナンバーカード、これを保険証と結びつけてということなんですけども、それについても非常に問題点が多く、急いでやるべきことではないかなというふうに考えますので、反対とします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ほかに。

三浦委員。

○三浦桂司委員 賛成の立場で討論いたします。

今回の所管部分についてはかなりボリュームがありましたので、詳しい討論は本会議場で討論いたします。豊明の目指す、1つ大変いいなと思ったのは、障がい児の支援の在り方について問題意識の高さが表れている予算だと思います。唐竹小学校の跡地に多世代交流館、どんぐり学園などを拡充させた新たにできる児童発達センターができて、専門職の人を配属させて、子どもたちが学びながら通えることができる施設の拡充というのは、大変素晴らしいことだと思います。

保育園の営繕工事でいろいろ議論が出ました。様々な指摘がありましたけども、建設工事とか、改修工事は、本会議の先般討論いたしましたけども、限られた予算の中で最大限の努力をしております。豊明で子育てしたかった、したい、ついを迎えたい、このまちに住んでよかったという市民福祉向上につながっている補正予算だと思いますので、賛成といたします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

一色委員。

○一色美智子委員 私も賛成で討論させていただきます。

債務負担行為補正の児童発達支援センター事業、これ、委託事業が今年度中に契約して、多世代交流館に令和4年度開設に向け、1年かけて準備をするものであります。地域の発達障がいの中核支援の拠点になると思います。1年かけてしっかりと本市の目指す姿等を検討してください。

すくすく子育て応援給付金事業については、もう他市にはない、もう長期に、来年の明年の3年の3月31日までと、今年度中に生まれた子どもで約570名と、豊明市で子育てをする安心感につながればと思います。長く住んでいただけることを望みます。

扶助事業の住宅確保給付金、これ、3か月間延長していただけるという、もう本当に温かい施策であります。相談体制を今まで以上に包括的に強化していただきまして、路頭に

迷うことのないように、また、コロナ禍で大変な思いをされている方々を誰一人取り残さないという思いで、相談体制をしっかりとさせていただきますようお願いいたします。

様々ありますけども、この議案については全て、厳しい財政状況の下において必要であると判断いたしまして、賛成といたします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

清水委員。

○清水義昭委員 討論する予定なかったんですけど、1点だけ、休日診療所のマイナンバーカードと保険証のひもづけの件なんですけども、マイナンバーカードを保険証の代わりとして使うということで、マイナンバー、要は、個人番号がひもづくのではないかと考えていらっしゃる方々が非常に多く見えると思いますので、その点はひもづくことはないですよということをしっかり説明できるような形にして広報していただいて、事業を執行していただきたいというふうに思います。

以上です。賛成です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございませんね。

では、討論を終結し、採決に入ります。

議案第95号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。挙げたままをお願いします。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 賛成多数であります。よって、議案第95号のうち、本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第96号 令和2年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） それでは、議案第96号 令和2年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億940万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億4,190万1,000円とするものでございます。

では、歳出から御説明いたしますので、6ページ、7ページを御覧ください。

1款 総務費、2項1目 賦課徴収費で156万2,000円の増額です。これは、税制改正に伴うシステム改修に係る電算関係委託料でございます。

中段の2款 保険給付費、1項1目 一般被保険者療養給付費1億5,460万7,000円の増額及び2項1目 一般被保険者高額療養費5,323万2,000円の増額は、給付費の支払いに不足が見込まれますことから増額をするものです。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、4ページ、5ページにお戻りください。

3款 県支出金、1項1目 保険給付費等交付金2億783万9,000円の増額は、歳出で御説明いたしました保険給付費について、県から交付されるものとなることによります。

その下、5款 繰入金、1項1目 一般会計繰入金156万2,000円の増額は、歳出の賦課徴収費、電算関係委託料のシステム改修費用相当額を事務費として繰り入れるものになります。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 7ページ、一番上の電算関係委託料ですけども、具体的にどのような改正に対応するというようなシステム改修になるのでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 今回のシステム改修は、平成30年度税制改正によりまして、個人所得課税の見直しが令和3年から施行されることに関係します。この個人所得課税の見直しによりまして、給与所得の方と公的年金の所得の方がそれぞれ控除額が10万円減りまして、所得額として10万円上がってしまう、収入額が前年と今までと同じでも、所得額に計算すると10万円上がってしまうということに対して、所得額を利用して様々な判定なり、計算を国保のほうでしておりますので、その影響を排除するための改正になります。

具体的には、一部負担金の割合を判定する際に所得を使いますので、そのところを10万円を今までよりも余分に控除するですとか、あと、70歳以上の方の高額療養費の算定基準額のうち、低所得の方が所得に応じてやはり金額の区分を判定しますので、そこに給与所得や年金収入の方がいらっしゃる方の世帯は、やはり10万円を今までよりも余分に控除して判定をする。

あと、保険税のほうの軽減で、やはり給与所得、年金収入の方が2人以上いると、10万円それぞれ余分に所得として見てしまうので、今まで軽減に該当していた方が該当しにく

くなるってことがありますので、そういったことを修正するための改修になります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今、控除は10万円減額の、ボーダーぎりぎりです控除が外れてしまう人は網羅できるような仕組みの税制のシステム改修ということで理解すればよろしいですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 今までボーダーぎりぎりです該当していた方が、今回の税制改正が施行されると外れてしまうという方に対して、外れないようにするための改修という形になります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 こういう電算関係の委託ですけど、これは随意契約に多分なるかと思うんですけど、まず確認ですけど、随意契約になりますか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 随意契約になります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 こういう随意契約で契約するとき、実際、この作業がどれぐらい、何日ぐらいかかって、どれぐらい、どのような工程なのかっていうのは確認されてるんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） まだ、今回、補正予算をお認めていただいた後、これから契約していくものですから、内容についてまだ細かく精査している部分ではないので、ちょっと確実には答えられませんけれども、1か月ぐらいはかかる、パッケージが新しいものが出た後に、新しいものを組み込んで、さらにテストをしてという作業が入ってきますので、一月ぐらいはかかるんじゃないかというふうに見ております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 それでは、中段と下段にあります現年度一般被保険者の診療報酬と一般被保険者高額医療費、これが、結構、金額増えてますけど、増えてる理由をお願いします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 今年度前半の給付費の状況、それから、被保険者数の動向から、年間の必要となる給付費用を見込んだことにより、不足が生じるということで、今回、増額補正をお願いしたんですけれども、まず、被保険者数についてですが、ここ数年、毎年どんどん国保の加入者数が減っていつていることは皆さんも御存じだと思いますけれども、例えば、去年、おとし、それぞれ年度の前半で300人ほど減っていたんですけれども、今年は年度前半で80人ぐらいしか減りませんでした。原因としては、コロナの影響かなというふうに考えておるんですけれども、会社から離職して国保に入ってくる、逆に、国保から会社の保険に移る方が非常に少なく、差額として、国保のずっと入ってらっしゃる方が増えてはいないんですけれども、当初の予算を組んだときの予想よりも、全然減っていないということで、加入者数がまず減っていないということ。

あと、給付費自体も前半の中の前半ですか、3月、4月、5月診療分とかは、確かに前年と比較して非常に減っているんですけれども、その後、6月、7月、8月の給付費が非常に多くかかっております。結果的に、年度前半、今年度終わりました、去年の前半とほぼ同じぐらいの金額の支出額となりましたので、今回補正をお願いするものとなりました。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど新年度で入ったところで、そんなに減りがあんまりなかったということなんですけども、年度途中で増加しているっていうような、そういう傾向はあるんですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 月々に見ますと増えている月もあります。ただ、トータルして、4月の段階から9月の段階で見ますと、減っているということになります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。ございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。ございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） では、討論を終結し、採決に入ります。

議案第96号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第96号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第98号 令和2年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） では、議案98号、令和2年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

では、歳出から御説明をいたしますので、6ページ、7ページをお願いいたします。

上の表、総務管理費、1項1目 一般管理費、一般管理事務事業517万円の増額は、制度改正に対応するため介護保険システムの改修を行う電算関係委託料でございます。

その下の表になります。7款 諸支出金、1項2目 償還金、返還事業2,501万2,000円の増額につきましては、令和元年度の介護保険給付費及び地域支援事業費の確定による国庫及び県費の返還金でございます。

続いて、歳入について御説明いたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

上の表、3款 国庫支出金、2項5目 事業費補助金の170万円及びその下の表、7款 繰入金、1項4目 その他一般会計繰入金の事務費繰入金の347万円の増額につきましては、歳出で説明をいたしました電算関係委託料の財源としての国庫補助金及び一般会計繰入金でございます。

一番下の表、8款 繰越金、1項1目 繰越金2,501万2,000円の増額につきましては、令和元年度の繰越額を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 7ページの電算関係委託料の、先ほど制度改正でのシステム改修ということですが、どのように改正されるのでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 大まかには4点ほどございます。

1つは、先ほど国保のほうでもありましたけれども、税制改正によるもの、それから、2つ目としましては、要介護認定を受けた場合の総合事業という部分の活用、その辺の取扱いが少し変わるという部分でございます。

それから、あと、次に、3つ目としましては、介護報酬の改定が予定されておまして、その対応というところ、それから、あと、4つ目としましては、認定期間のほうにつきましては、現在上限が36か月、3年になっておりますけど、そちらが4年のほうにまた拡大されるような方向でございますので、そちらのほうの対応でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 こちらも国保でも確認したんですけども、随意契約だと思いますので、どれぐらいの工程で何日ぐらいかかる作業なのか、500万って結構大きな金額ですので、お願いします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 基本的には、先ほど国保のときの御答弁と同じでございます。改正するパッケージの部分の費用がありまして、そちらプラス250万ぐらいか、260万ぐらいかっていう話はちょっと聞いておりますけれど、それぐらいの費用が適用作業として出ます。これは、本市でカスタマイズしてる部分もございますので、その部分も含

めでの工程になりますけれども、細かい部分につきましては入札までに詰めていくという形になるかと思えます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。ございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） これにて質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第98号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第98号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第99号 令和2年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案件についても理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） それでは、議案第99号 令和2年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ826万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,046万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたしますので、6 ページ、7 ページを御覧ください。

1 款 総務費、2 項 1 目 徴収費で246万4,000円の増額です。これは、税制改正に伴うシステム改修に係る電算関係委託料でございます。

その下、3 項 1 目 保健費で580万円の増額は、一般会計の繰入金です。愛知県後期高齢者医療広域連合からの受託事業に従事する職員の人件費分として収入する受託金を職員人件費に充てるため、一般会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、4 ページ、5 ページを御覧ください。

2 款 繰入金、1 項 1 目 事務費繰入金212万円の増額は、歳出で御説明いたしました徴収費、電算関係委託料のシステム改修費用のうち、国庫補助分を除いた分を事務費として

繰り入れるものでございます。

中段、4款 諸収入、3項1目 受託事業収入580万円の増額は、愛知県後期高齢者医療広域連合の受託事業で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る職員人件費分の受託金収入でございます。

下段の5款1項1目 国庫補助金34万4,000円の増額は、歳出での徴収費、電算関係委託料におけるシステム改修費用に対する国からの補助金でございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 12時を過ぎましたが、引き続き議事を進行したいと思っておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 7ページの電算関係委託料ですが、システム改修って主に何を改修されるのか。それから、期間等が分かれば、テストを含めて年度末までだと理解しておりますが、お答えください。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） こちらのシステム改修につきましても税制改正に伴うシステム改修ではあるんですけども、後期高齢者医療につきましても、保険料賦課のための所得や課税の情報を広域連合へ送付するためのインターフェースの変更と、あと、帳票の変更の部分になります。

以上です。

ごめんなさい、期間ですけれども、これも国保や介護と同様です。これから契約をしまして精査して、年度内には作業を終わる予定で進める予定でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 5ページの広域連合からの健診事業の受託収入ということで、こちら、一般会計のほうでも少し出てましたけど、これ、具体的にどのような事業で、これまでにどういったことをされたんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 今回の580万円に係る受託事業ですけれども、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業というものになります。令和元年の5月に法律が改正されまして、今年の4月から施行されました。それにより行うこととなった事業なんですけれども、先ほども少し触れさせていただきましたが、今まで後期高齢者の保健事業、それから国保の保健事業、介護保険のほうの予防事業などをそれぞれに実施していたものを連携して取り組むことにより、効果的、効率的に高齢者の健康状態ですとか、生活機能の課題に対応するということを目的としております。

具体的に、今、実際に何をやっているかといいますと、保険医療課に配属になった職員につきましては、まずは、健診の結果ですとかの、あるいは、レセプトの、レセプトというのは医療費や介護保険とかかかった請求書なんですけれども、それによってどういった医療を受けてるとか、どういった介護を受けてるっていう内容が分かるものなんですけれども、そういったものを見て、分析をして、地域の健康課題ですとか、あるいは、この人にはこういった支援が必要なのに支援を受けていないとか、そういったデータ分析をして、そういった方々を保健事業のほうやかかりつけ医でしたり、あるいは、介護予防の事業のほうにつなげていくという、そういった仕事を実際には今現在ではしております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） これにて質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第99号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第99号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第101号 豊明市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） それでは、議案第101号 豊明市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてを御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、歯と口腔の健康が市民の生涯にわたる健康の保持増進に深く関わることから、歯科口腔保健に係る責任や役割などを明確にし、その健康づくりを推進するため必要があるからでございます。

それでは、内容の御説明をいたします。

1枚おめくりください。主な条項について御説明をいたします。

第1条では、条例の目的を定めております。

それから、第3条になりますが、そちらのほうでは、条例の基本理念ということで定めておるものでございます。

次に、第4条から第7条につきましては、それぞれ市民ですとか、市や市民、それから、歯科医療関係者、保健医療関係者などの関係者の責務を定めておるものでございます。

それから、第8条ですが、基本的な施策を定めておるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行することといたします。

以上の説明で終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 この条例の制定によって、ここに書いてあるんですが、理念、市の責務、市民の責務、関係者の責務、どのような事業を想定しておられますか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） まず、具体的な事業として、まず、この条例上には載せておりません。それはなぜかといいますと、こちらのほう、ほかの自治体でも同じなんです、理念を語る条例になっておりますので、私どもの心意気といいますか、そういったような部分を掲げるようなものになっておりますので、そちらのほうですんで、細かい具体的な事業としては、まずここでは予定しているものではないという形をお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほか。

一色委員。

○一色美智子委員 今、理念って伺いましたけども、例えば、条例はホームページ上にアップされると思うんです。その解説版なんかはアップされるのでしょうか、伺います。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） いろんな形でPRをしていこうとは思っております。特に市民の方に責任を責務として明示するような形になっておりますので、その辺りにつきましては分かりやすいような形でホームページ等にアップしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この条例は、まず、パブリックコメントをされてたと思うんですけども、何件ぐらい意見が来て、どういった意見があったんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 今月の24日まで一応、パブリックコメントを上げておりましたが、特に意見のほうはございませんでした。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 第8条の（3）市民に対する歯科に係る検診を受けることの推奨等というのがあります。それから、（4）も障がい者、介護を必要とする者等とあるんですけど、ほかにどういったことがあるんですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 第8条の3号ですね……。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁できますか。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 基本的には、推奨を行うことという形にはなっておりま

すので、細かい部分の、その推奨の中身とか、それから、実際は働きかけという形になりますので、それに付随することというふうに御解釈いただければいいかなというふうに思っております。

それから、第4号のほう、こちらのほうにつきましても、基本的には、障がい者、それから、あと介護を必要とする方という形になりますので、漏れがあるといけませんので、ある程度こういう形で拾ってるという形にはなっております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 （6）の災害発生時における口腔衛生の確保ってあるんですけど、これはどういうことを施策としては想定されてるんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） こちら、災害発生時、起こることとすると、避難所の関係というのが主なものかなというふうに思っております。そちらのほうで、例えば、用具の不足のために歯磨きができないとかいうことですね。それから、あと、それから、口の衛生管理が不十分になることで、二次的な、虫歯っていうのももちろんありますし、歯周病という部分もありますし、ましてや誤嚥性肺炎のきっかけになるとかということをしてだけ防ぎたいというようなこともございますので、そのような意味でいくと、しっかりしたそういう防災用品の中の歯磨きグッズみたいなもの、そこもきっちり確保していきたいようなこともありますし、これはボランティア主体になるかと思いますが、そちらのほうで、そういう指導的な部分、衛生管理みたいなものを、実際に防災計画のほうではそういう形で書いてありますので、そういうボランティア的な部分のあっせんといいますか、そういったような形で努めていくというような内容でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

清水委員。

○清水義昭委員 第2条のところで、用語の定義、定めているところなんですけども、（4）のところでは、事業者は市内でということ限定をしているわけなんですけども、（2）のところ、歯科医療関係者っていうところに関しては、市内でとかっていうことの定義はないので、これはもう市内にかかわらず、市外もということよろしいですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 基本的には市内という形になるかと思いますが、関係性のところからいきますと、市外の部分も入ってくる可能性はもちろんあるかと思っておりますので、市に関する部分という、豊明市に関する部分という形の御解釈でお願いしたいと思います。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は……。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 第9条、この中に必要な財政上の措置を講ずるように努めるという、ちょっと具体性がない。ただし、これ、理念として、これが認められれば、パンフレットを作成したり、いろんな、ひよっとしたら啓蒙グッズ等が関係してくると思うんですが、そういった予算的な措置が発生するかもしれないという条例の9条という解釈でよろしいですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 施策の推進にはもちろん費用のかからない部分、こちらの理念的にも、先ほど申し上げた精神的な部分も含めて、心構えみたいな部分もありますけど、やはり施策展開になりますと、費用が出てくるというのがございますので、そちらの部分をもつけたというような意味合いで解釈いただければいいかと思えます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 先ほどの清水委員のちょっと関連ですけど、市内の歯科医師ですが、歯科医師会に加入と、また、未加入という歯科医師さん見えますので、いろいろ御負担をお願いするということになると思えますので、この辺をどのように、私が質問する意味としては、金太郎あめのように、皆さんに同じ情報を同時期に依頼したり、そういうことが必要だと思えますが、いかがでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 基本的に、この定義の中で分かりますとおり、歯科医療

関係者というところに、歯科医師会に加入、未加入というのはございませんので、そちらのほうについては配慮して進めていきたいと思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 第6条市民の責務というところがありますけども、今、ここを読むと、定期的に歯科に係る検診を受けて、必要に応じて歯科保健指導を受けるってありますけども、現状、市が行ってるそういう健診とか、保健指導というのはどういったものがあるんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 少し多岐にわたってしまうかと思っておりますのであれなんですけど、まず、成人の部分から参りますと、今、節目検診というものがございます。二十歳から75歳まで一応、5年刻みでやってるものがございます。そちらのほうですね。それから、あと、歯科健診というくくりでいきますと、妊娠期からのところで、妊婦健診というものがございます。そちらのほうがあります。

それから、あと、乳児の部分、1歳からの部分ですと、食事セミナーみたいなところで、そういうような指導をするようなことがあるかというところですね。あと、1歳6か月からの健康診査のところもそういう要素がありますと。あと、1歳3か月で歯科健診という形で行うという部分があります。

あと、保育園等につきましては、一応、歯磨き指導のようなことを今、してるという形で進めております。

それから、学校につきましても同様に、これは学校単位でいろいろ変わってくる部分もありますけど、基本的に歯科の関係で、歯磨き指導みたいなものっていうのは進められておるということですね。

あと、それから、保育園とか、学校につきましては、保健衛生法のほうで定められてる健診ございますので、そちらのほうを実施してるという形になってるかと思います。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどいろいろ説明ありましたが、例えば、その節目検診で、1つとして挙げてましたが、今、節目検診が例えばどれぐらいの受診率で、これ、ここにはそういった健診等の推奨というのがうたってありますので、今後、どういうふうに目標を設定していくのか、この辺りの現状と目標設定というのはされてるんですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） まず、節目検診の件でございます。この近隣市町とちょっと比較のほうをしてみますと、実は、若干、率が、市町村によってかなりばらつきがありますけれども、率は高いほうではないという形になっております。例えば、受診率からいきますと、40代で4.9%、50代で5.4%、60代で6.0%、70代で8.1%という形になってます。

これから、これをどう進めていくかというのはなかなか難しいところであります。基本的には、歯科医師のほうで、歯科医師会に入ってる歯科医療のお医者さんのほうで診てもらい形にはなっておるんですけども、そちらのほうをどう推進していくかというところが難しいのかなと思ってます。

1つは、今、こちらに事業所の責務という形を取らせていただいています。事業所に対しても歯科衛生に努めていただくという形があります。

1つは、事業所側、例えば商工会とか、そういったところに働きかけていくのも1つかなというふうに今のところ考えておるといところでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 本会議でも少しありましたが、こういった目標設定して、どのように進行管理をしていくかっていうところ、この条例を制定するからには、その目標に対してどういうふうに進めていくかということが非常に大事だと思いますので、どういうふうに目標設定して進行管理をしていく、そういう考えなんです。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 基本的にこのような条例、例えば、県の条例を見ますと、基本計画という形で計画の作成をキーに進めていくような形の書き方がしてあります。そういう市町村も確かにございますけれども、多くの自治体につきましては、計画としてのものは必須にしているわけではないというまず前提があります。

その上で、なぜかという、各それぞれの分野にまたがる形になりますので、基本的にはそちら側の、例えば、高齢者は高齢者、それから、子育ては子育て、あと、それから、実際、健康推進の部分については私ども健康21計画ってございますので、そういったところに振り分けていくようなイメージで進めるべきというふうに考えておりますので、この計画としてどういうふうに終着点を決めて、どこに目標値を決めてという形は今のところは考えていないというところであります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 やっぱり具体的な数値目標を定めなければ、この条例もあるだけでは絵に描いた餅になってしまうんじゃないかなということをちょっと心配をしてるんですけども、例えば、健康計画でもどれぐらい増やすだとか、何かそういう具体的な目標数値、そういうのを今後設定していく、それがなければ、ちょっとなかなかPDCAサイクルも回しにくいんじゃないかなと思うんですけども、そういう何か目標を示していくとか、そういうことは考えてないんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 最初に申しあげました、基本的には理念の条例でございますので、この条例上の話で数値目標を定めるということは想定をしているものではございません。それはほかの市町でも同じでございます。

実際、1つ、今、ちょっと私、先ほど事業的な部分というのをあまり申し上げなかったんですけど、1つ考えておりますのが、今、ここには、第8条の2号に運動のことが書いてあります。そちらのほうは何を想定しておるかという、8020運動っていうのを今、やっておりますが、そちらのほうを想定しているところで、そちらのほうについては、今、大体150名ぐらい該当の方が見えるという形で、これもちょっと目標としては、今となつては、10年前に比べると3倍になってますので、その辺りについては少し引き上げた目標をつくろうという形で、8820運動というのをちょっと展開しようというふうに今、構想しているところでございます。

その中では、現在3名ぐらいしか多分、該当はないんですけど、そちらのほうは少し増やしていきたいという目標はございますので、そちらがここの部分で、この条例の部分の1つの部分として、私どもとして思っている進めていくところの1つというふうに考えて

おるところでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案の第101号で、豊明市の歯と口腔の健康づくりの推進条例ということで、賛成の立場で討論したいと思えます。

ここに書いてある歯と口腔の健康づくり、これに関しては非常に大事なことだというふうに感じてます。ただ、条例を制定するからには、本当に市として真剣に取り組んでいただきたいかなというふうに思っております。この条例、市民の健康の保持増進の寄与というようなことが目的に掲げられています。こういったことをしっかりと促進させていくためには、やはり具体的な数値目標、いろんな各事業にまたがると思うんですけども、そういった中でも数値目標をしっかりと掲げなければ、なかなか推進していくのも難しいのではないかなと思えますので、ぜひそういったところも掲げて、また、そういった結果も決算などのときに報告をしていただければなということをお願いいたしまして、賛成とさせていただきます。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

一色委員。

○一色美智子委員 議案101号の豊明市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

2011年に歯科口腔保健の推進に関する法律ができて、それによって全国の自治体で歯と口腔の健康づくり推進条例が広がっております。最近では、歯と口腔の健康が全身の健康に深く関わっていることも分かってまいりました。赤ちゃんから高齢者まで、市民の命、健康に大きく関係する歯科口腔保健行政でありますので、さらなる健康づくりを推進するため意義あることでもあります。健康で質の高い生活の確保につながるように、また、市民に分かりやすい形で広報していただけますようお願いをいたしまして、賛成といたします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ほかに討論は。

清水委員。

○清水義昭委員 質疑の中で、歯科医療関係者というのが必要に応じて市外の歯科医療関係者だとか、それから、歯科医師会に入っていないところも入ってくるということを確認させていただきました。今、豊明市が助成する、例えば、妊産婦の歯科健診だとか、いろんな歯科健診については、市内の歯科医師会に入っているところが対象になっているということがございます。歯科医師会に入っていない市外の歯科医院が近いだとか、市外の会社の近くがかかりつけ医になっているという方も大勢いらっしゃると思いますので、その辺の施策対策、施策が対象となるということを期待しまして、賛成といたします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。よろしいですか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第101号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第101号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に御一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午後零時25分閉会